

## 固定資産税に関するお知らせ

家屋の新増築、取り壊し、未登記家屋の所有権移転について



### 〔新・増築家屋調査にご協力を〕

町では、固定資産税の適正課税のため、新・増築された家屋を対象に、家屋調査にお伺いしています。家屋を新・増築されたときは、左記までご連絡をお願いします。

### 〔未登記の家屋を取り壊したら届出を〕

未登記の建物を取り壊した際には、左記まで届出をお願いします。届出がされない、引き続き課税される場合がありますので、ご注意ください。なお、登記されている建物を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」の手続きを行ってください。

### 〔未登記家屋の所有権が移転された際には必ず町に届出を〕

相続、贈与や売買などによって、未登記家屋の所有権を移転した場合は「未登記家屋の所有権移転届」を左記まで届出をお願いします。届出がされない、引き続き課税される場合がありますので、ご注意ください。

### 〔住宅用地の特例について〕

住宅が建っている土地には、土地の税金が1/6または1/3に軽減される住宅用地の特例が適用されます。この住宅用地の特例を受けるためには「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、既に特例が適用されている土地については、申告の必要はありません。

※住宅用地の特例は、住宅の種類・規模や土地の規模によって適用の範囲が異なります。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

### 〔届出・問い合わせ先〕

財務課 課税第二係・熊石総合支所地域振興課 税務係

## 6月1日(月)は、自動車税の納期限です

- 納期限までに納められないご事情がある場合は、必ず次の連絡先に相談してください。
- インターネットを利用したクレジットカード納税を開始します。詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

【渡島総合振興局納税課】

函館市美原4丁目6番16号 ☎0138-47-9403



## ●経営所得安定対策のお知らせ

平成23年度より実施していましたが、農業者戸別所得補償制度については、平成25年度より「経営所得安定対策」と名称を変更し、平成27年度についても引き続き実施されます。

交付対象作物や交付対象者等制度の詳しい内容、申請方法については下記まで問い合わせ願います。

申請のない場合や申請期限6月30日(火)を過ぎてからの申請は交付金の対象となりませんので、申請漏れのないようご注意ください。なお、申請書類の整備に多少お時間がかかる場合もありますので、当協議会へのご提出は6月17日(水)までをお願いします。

なお、昨年度経営所得安定対策に加入されていた方には受付窓口開設日など、別途ご案内いたします。

【問い合わせ先】八雲町地域農業再生協議会(八雲町役場農林課農業振興係内)

☎0137-62-2111(内線334)



〈広告〉

特定社会保険労務士  
ナカムラ労働管理事務所  
就業規則/給与計算/労務/雇用保険  
http://www.nakamura-jim.co.jp  
八雲町本町 3473  
☎0137-62-2804

〈広告〉

司法書士・行政書士  
やまびこ事務所  
相続・登記・遺言執行・民事訴訟  
八雲町本町87番地2F  
☎0137-63-2917